

会員通知 第67号
平成19年 9月25日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

取引所取引に係る約定取消しルールの制定に伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、平成19年9月30日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、過誤注文により、通常想定し得ない規模の約定が成立し、長期にわたって当該売買に係る決済が行われなくなる可能性が極めて高く、それにより市場が混乱するおそれがあると認められときは、本所は売買を取り消すことができることとするため、「業務規程」等について一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 売買の取消し

(1) 売買の取消しの効果等

- ・本所は、過誤のある注文により、売買（立会外取引による売買を含みます。）が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより本所が定める売買を取り消すことができることとします。
- ・取り消された売買は、始めから成立しなかったものとみなします。また、取り消された売買に係る顧客と会員との間の権利及び義務は、始めから発生しなかったものとみなします。
- ・会員及び顧客は、売買の取り消しにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対してその賠償の請求をできないものとします。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りではないものとします。
- ・会員及び顧客は、売買の取り消しにより損害を受けることがあっても、本所に対して損害の賠償を請求できないものとします。

(2) 売買の取消しの手続き等

- ・過誤のある注文を発注した会員は、売買の取消しを行う可能性があることを周知するための売買の停止が行われた時又は当該注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、売買の取消しの申請を行うことができます。

- ・上記の申請を行うことができるのは、以下の数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合とします。

a 株券

上場株式数の20%（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては上場株式数の10%）

b 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

- ・本所は上記の申請を行った会員から事情を聴取します。
- ・上記の場合のほか、本所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、売買の取消しを行うこととします。

(3) 売買の取消しの範囲

- ・取り消される売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に約定した時から、売買の取消しを行う可能性があることを周知するための売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、当該注文について公表された時）までの間に成立したすべての売買とします。

(4) 取消し料

- ・売買の取消しが行われたときは、当該取消しに係る過誤のある注文を発注した会員は、本所の定めるところにより取消料を納入しなければならないものとします。

2. 売買の取消しを行う可能性を周知するための売買の停止

- ・本所は過誤のある注文により、以下の数量又は金額を越える売買が成立した場合に、売買の取消しを行う可能性があることを周知させるために売買を停止するものとします。

a 株券については上場株式数の10%

b 転換社債型新株予約権付社債券については額面金額20億円

- ・上記の売買の停止は、売買の取消しを行う場合は本所がその都度必要と認める期間とし、取消しを行わない場合は本所が売買の取消しを行わないことを発表した後30分を経過した時までとします。

3. 復活のための売買

(1) 復活のための売買

- ・会員は顧客の注文が取消されたときは、あらかじめ本所の承認を受け、取り消された売買と同じ値段により、過誤のある注文を発注した会員を相手方として、当該承認に係る売付け又は買付けを執行することができるものとします。

(2) 承認条件等

- ・上記の承認を受けようとするとき会員は、本所が定める様式により申請を行い、本所は、以下のいずれにも該当する場合に、これを承認するものとします。

a 過誤のある注文に係る売買が最初に約定した時から、売買の取消しを行う可能性がある

ことを周知するための売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、当該注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」といいます。）を行っていること

(a) 当該取り消された売買に係る注文を委託した会員と同一の会員に委託しておこなつた、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買い付けた有価証券の売付け

(b) 信用取引の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

b 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者の自己の計算に基づき行なわれたものでないこと

c 売買の取消しが行なわれたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行なうことができなくなる

(3) 復活のための売買の上限数量

- ・復活のための売買は、顧客ごとに、2千万円を取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行なわれ日における基準値段で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）を上限とします。

4. その他

その他、所要の改正を行います。

以 上

取引所取引に係る約定取消しルールの制定に伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	2
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	5
4. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、 業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	6
5. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の 特例の一部改正新旧対照表	9
6. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	11
7. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	12
8. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程 並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	17
9. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の 特例の施行規則の一部改正新旧対照表	21

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取消料の納入)</u></p> <p><u>第16条 過誤のある注文により有価証券の売買が成立した場合において、当該売買の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売買の取消しに係る取消料を、本所が規則で定めるところにより、本所に納入しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p><u>第16条 削除</u></p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(売買の取消し)</u></p> <p><u>第13条 本所は、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める売買を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により本所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 会員は、第1項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 会員は、第1項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>第13条 削除</u></p>
<p><u>(売買の停止)</u></p> <p><u>第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</u></p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p><u>(売買の停止)</u></p> <p><u>第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</u></p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(過誤訂正等のための売買)</u></p> <p><u>第31条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って</u></p>	<p><u>(過誤訂正等のための売買)</u></p> <p><u>第31条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って</u></p>

本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、復活のための売買(次条第1項に規定する復活のための売買をいう。)及び立会外分売によらずに執行することができる。

2 (略)

第1節の2 復活のための売買

(復活のための売買)

第31条の2 正会員は、顧客の注文に係る売買が第13条第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した会員を相手方として売買立会、過誤訂正等のための売買及び立会外分売によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買(以下「復活のための売買」という。)の決済は、取り消された売買が取り消されなかった場合における決済日に行うものとする。

(立会外分売)

第32条 (略)

2～4 (略)

5 第2項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第34条の買付申込時間終了時までにおいて、第1項に規定する場合に該

本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会及び立会外分売によらずに執行することができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

(立会外分売)

第32条 (略)

2～4 (略)

5 第2項の規定により届出を行った会員は、本所が当該届出を受理した時から第34条の買付申込時間終了時までにおいて、第1項に規定する場合に該当

当すると本所が認めたときは、当該届出を取り消すものとする。

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)の規定による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2)～(14) (略)

2 (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第57条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2)～(15) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

すると本所が認めたときは、当該届出を取り消すものとする。

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)の規定による過誤訂正等のための買付け

(2)～(14) (略)

2 (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第57条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け

(2)～(16) (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(売買の取消しの効果等)</u></p> <p><u>第43条 取引所が売買の取消しを行った場合には、当該取り消された売買に係る顧客と正会員との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した正会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、正会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(売買の取消し)</u></p> <p><u>第23条</u> 本所は、過誤のある注文により受益証券の売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める受益証券の売買を取り消すことができる。</p> <p><u>2</u> 前項の規定により本所が受益証券の売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</p> <p><u>3</u> 会員は、第1項の規定により本所が受益証券の売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</p> <p><u>4</u> 会員は、第1項の規定により本所が受益証券の売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(売買の停止)</u></p> <p><u>第24条</u> 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、受益証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p>(売買の停止)</p> <p><u>第23条</u> 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、受益証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

(削る)

(過誤訂正等のための売買)

第25条 正会員は、受託証券について顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る受益証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 (略)

(復活のための売買)

第26条 正会員は、顧客の注文に係る受益証券の売買が第23条第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る受益証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した会員を相手方として売買立会及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。
この場合において、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された受益証券の売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

第27条 (略)

(削る)

第24条 削除

(過誤訂正等のための売買)

第25条 正会員は、受託証券について顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る受益証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会によらずに執行することができる。

2 (略)

(新設)

第26条 (略)

第27条 削除

(過誤のある注文の公表)

第28条 本所は過誤のある注文が発注された場合に
おいて、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該
注文を発注した会員の名称その他必要事項を公表す
ることができる。

2 前項の規定に基づき、本所が必要と認めて公表を行
ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、
本所が定める事項を公表しなければならない。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行
する。

第28条 削除

新	旧
<p><u>(立会外取引に係る売買の取消し)</u></p> <p><u>第9条の2 本所は、過誤のある注文により立会外取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める立会外取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 正会員は、第1項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した正会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、正会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 正会員は、第1項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(立会外取引に係る売買の停止)</u></p> <p>第10条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る<u>売買</u>を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p>(立会外取引の停止)</p> <p>第10条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

(立会外取引に係る過誤訂正等のための売買)

第11条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において立会外取引を執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって立会外取引及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 (略)

(復活のための売買)

第12条 正会員は、顧客の注文に係る立会外取引に係る売買が第9条の2第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された立会外取引に係る売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した正会員を相手方として立会外取引及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した正会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された立会外取引に係る売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(立会外取引に係る過誤訂正等のための売買)

第11条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において立会外取引を執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって立会外取引によらずに執行することができる。

2 (略)

第12条 削除

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>定款第15条第1項、同第16条、同第21条、同第22条、同第35条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p>(会費の納入日)</p> <p>第2条 <u>定款第15条第1項に規定する定額会費及び定率会費は、毎月の20日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に、消費税及び地方消費税を加算して本所に納入するものとする。</u></p> <p>(取消料)</p> <p>第2条の2 <u>定款第16条に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に、「定率会費の算出基準及び徴収標準率」に掲げる徴収標準率を乗じて算出した額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の取消料は、取引の取消しを行った日の属する月の翌月20日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に、消費税額及び地方消費税額を加算して本所に納入するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第15条第1項、同第21条、同第22条、同第35条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</p> <p>(会費の納入日)</p> <p>第2条 定款第15条第1項に規定する定額会費及び定率会費の<u>本所への納入の日は、毎月の20日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。</u></p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第8条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 規程第27条第2号から第5号までの規定により売買の停止が行われた場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第8条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 規程第27条第2号、第3号及び第4号の規定により売買の停止が行われた場合</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>過誤のある注文を発注した会員は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量若しくは金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</u></p> <p>a 株券</p> <p><u>第22条の2第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量）</u></p> <p>b <u>転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p><u>第22条の2第2号に定める金額</u></p> <p>(2) <u>本所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った会員から事情を聴取し、</u></p>	<p>(新設)</p>

当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、規程第13条第1項の規定により売買の取消しを行う。

(売買の取消しの範囲)

第14条 規程第13条第1項に規定する本所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第27条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までに成立したすべての売買（当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。）とする。

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。

(新設)

第12条の2 (略)

第12条の3 (略)

第12条の4 (略)

第13条 (略)

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(新設)

- a 売買の取消しを行う場合
本所がその都度必要と認める期間
- b 売買の取消しを行わない場合
本所が売買の取消しを行わないことを発表
した後30分を経過した時まで

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第22条の2 規程第27条第5号に掲げる場合
の売買の停止は、原則として、過誤のある注文
により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、
当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成
立した場合に行うものとする。

(新設)

(1) 株券

上場株式数の10%に相当する数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

2 前項に規定するほか、債券に係る規程第27条
第5号に掲げる場合の売買の停止は、本所が必要
と認める場合に行うものとする。

(復活のための売買)

第23条の2 規程第31条の2の規定により本所
の承認を受けようとする会員は、本所が定める様
式により申請を行うものとする。

(新設)

2 前項の申請について、本所は、次の各号のい
れにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立
した時から規程第27条第5号の規定により売
買の停止が行われた時(売買の停止が行われな
かった場合にあつては、規程第62条の2の規
定により当該過誤のある注文について公表され
た時)までの間に、次のいずれかの売買(以下
「連鎖取引」という。)を行っていること。

- a 取り消された売買に係る注文を委託した顧
客が、当該取り消された売買に係る注文を委
託した会員と同一の会員に委託して行った、

当該取り消された売買に係る売付け後の売却
代金による買付け又は買付け後の当該買付け
た有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は
売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあ
たる日における弁済に限る。）のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付
けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法
第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基
づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委
託者が連鎖取引の決済を行うことができなくな
ること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に
掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める
数量を上限とする。ただし、当該顧客について立
会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取
引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第8
条の2第1項に規定する申請を行うときは、復活
のための売買及び立会外取引に関する業務規程、
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の
特例第12条第1項の売買の合計について、当該
上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄
の当該売買が行われた日における基準値段
（基準値段がない場合には、本所がその都度
定める値段。次号において同じ。）で除して
得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得
た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

(2) 債券、転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄
の当該売買が行われた日における基準値段で
除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除
して得た数量に100を乗じて得た数量（1

0に満たない端数は切り上げる。)

第23条の3 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

第23条の2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第15条 業務規程施行規則第8条の規定は、受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号に規定する売買が中断された場合について準用する。この場合において、業務規程施行規則第8条中「規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号」とあるのは「受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号」と、「規程第27条第2号から第5号まで」とあるのは「受益証券特例第24条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第15条 業務規程施行規則第8条の規定は、受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号に規定する売買が中断された場合について準用する。この場合において、業務規程施行規則第8条中「規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号」とあるのは「受益証券特例第18条第2項及び同第19条第1項第2号」と、「規程第27条第2号、第3号及び第4号」とあるのは「受益証券特例第23条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(売買の取消し)</p> <p>第16条 業務規程施行規則第13条第1項の規定（第1号a及び同号bを除く。）は受益証券特例第23条第1項に規定する売買の取り消しについて準用する。この場合において、業務規程施行規則第13条中「規程第13条第1項」とあるのは「受益証券特例第23条第1項」と、同条第1号中「次のa又はbに定める数量若しくは金額」とあるのは「受益証券特例の施行規則第23条の2に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては同条に定める数量）」と、「規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時」とあるのは「受益証券特例第24条第3号の規定により売買が停止された時」と読み替えるものとする。</p>	<p>第16条 削除</p>

2 業務規程施行規則第13条第2項の規定は、受益証券特例第23条第1項に規定する売買の取り消しについて準用する。この場合において、業務規程施行規則第13条第2項中「規程第13条第1項」とあるのは「受益証券特例第23条第1項」と読み替える。

(売買の取消しの範囲)

第16条の2 業務規程施行規則第14条の規定は、受益証券特例第23条第1項に規定する本所が定める受益証券の売買について準用する。この場合において、業務規程施行規則第14条中「規程第13条第1項」とあるのは「受益証券特例第23条第1項」と、「規程第27条第5号」とあるのは「受益証券特例第24条第3号」と、「規程第62条の2」とあるのは「受益証券特例第28条」と読み替えるものとする。

(売買の停止)

第23条 受益証券特例第23条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 受益証券特例第24条第3号に掲げる場合の売買の停止は次のa又はbに定める期間とする。

a 売買の取消しを行う場合

本所がその都度必要と認める期間

b 売買の取消しを行わない場合

本所が売買の取消しを行わないことを発表した後30分を経過した時まで

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第23条の2 受益証券特例第24号第3号に掲げる売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、上場受益権口数の10%に相当する数量を超える数量の売買が成立した場合とする。

(新設)

(売買の停止)

第23条 受益証券特例第23条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(復活のための売買)

第25条 受益証券特例第26条の規定により本所の承認を受けようとする会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から受益証券特例第24条第3号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、同特例第28条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した正会員と同一の正会員に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた受益証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済(弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。)のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。)の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段(基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。)で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)を上限とする。

(新設)

ただし、当該顧客について業務規程施行規則第23条の2第1項に規定する申請を行うときは、業務規程第31条の2第1項の売買及び立会外取引特例第12条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引の値段)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 午前8時30分から<u>午前9時</u>まで</p> <p>売買立会（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における売買立会をいう。以下同じ。）による前日の売買の普通取引における最終値段（本所又は指定取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段。以下同じ。）又は前日の売買高加重平均価格。</p> <p>(3) 午後3時30分から<u>午後5時</u>まで</p> <p>当日の売買立会による売買の普通取引における最終値段、後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、業務規程第24条第1項の規定により定める配当落等の期日の午前8時30分から<u>9時</u>までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(終値取引の値段)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 午前8時30分から<u>午前8時50分</u>まで</p> <p>売買立会（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における売買立会をいう。以下同じ。）による前日の売買の普通取引における最終値段（本所又は指定取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段。以下同じ。）又は前日の売買高加重平均価格。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 午後3時30分から<u>午後4時</u>まで</p> <p>当日の売買立会による売買の普通取引における最終値段、後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、業務規程第24条第1項の規定により定める配当落等の期日の午前8時30分から<u>8時50分</u>までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(価格交渉取引の値段)</p> <p>第5条の3 立会外取引特例第6条の2第2項に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前(1)に定める値段のほか、売買高加重平均価格を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引（顧客の委託による売</p>	<p>(価格交渉取引の値段)</p> <p>第5条の3 立会外取引特例第6条の2第2項に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前(1)に定める値段のほか、売買高加重平均価格を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引（顧客の委託による売</p>

付け又は買付けに自己の計算による買付け又は売付けを対当させる取引に限る。) の場合は、次の a から c までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該 a から c までに定める値段。この場合において、当該値段は、1 円の 1 万分の 1 の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

a 午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

第 5 条第 1 項第 1 号に規定する前日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

b (略)

c 午後 3 時 30 分から午後 5 時まで

第 5 条第 1 項第 3 号に規定する後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(立会外取引に係る売買の取消し)

第 6 条の 6 立会外取引特例第 9 条の 2 第 1 項の規定により行う立会外取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した正会員は、過誤のある注文により、第 7 条の 2 に定める数量に 2 を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同条に定める数量) を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第 2 7 条第 5 号の規定により売買が停止された時、立会外取引特例第 1 0 条第 5 号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は業務規程第 6 2 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として 6 0 分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

付け又は買付けに自己の計算による買付け又は売付けを対当させる取引に限る。) の場合は、次の a から c までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該 a から c までに定める値段。この場合において、当該値段は、1 円の 1 万分の 1 の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

a 午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分まで

第 5 条第 1 項第 1 号に規定する前日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

b (略)

c 午後 3 時 30 分から午後 4 時まで

第 5 条第 1 項第 3 号に規定する後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(新設)

(2) 本所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った正会員から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある注文により成立した立会外取引に係る売買の決済が困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、立会外取引特例第9条の2第1項の規定により立会外取引に係る売買の取消しを行う。

(立会外取引に係る売買の取消しの範囲)

第6条の7 立会外取引特例第9条の2第1項に規定する本所が定める立会外取引に係る売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外取引特例第10条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、業務規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までに成立したすべての売買（当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。）とする。

(新設)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第7条の2 立会外取引特例第10条第5号に掲げる場合の立会外取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、上場株式数の10%に相当する数量を超える数量の売買が成立した場合とする。

(新設)

(復活のための売買)

第8条の2 立会外取引特例第12条の規定により本所の承認を受けようとする正会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、本所は、次の各号のいず

れにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外取引特例第10条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、業務規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した正会員と同一の正会員に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第23条の2第1項に規定する申請を行うときは、業

務規程第31条の2第1項の売買及び立会外取引
特例第12条第1項の売買の合計について、当該
上限を適用するものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行
する。